

1. 留学とは

早稲田大学アジア太平洋研究科における留学制度は、大きく分けて以下 4 つに分かれます。

(1) 大学間協定による交換留学

留学センターが提供する留学プログラムに参加するものです。詳細については[留学センターWEB サイト](#)をご確認ください。

(2) 箇所間協定による交換留学

アジア太平洋研究科が協定を結ぶ留学プログラムに参加するものです。

(3) [EAUI \(East Asian University Institute 東アジア共同大学院\)プログラム](#)による交換留学

アジア地域統合・協力の推進を担う人材を養成することを目的に東アジアの 5 大学間で共同実施しているプログラムです。

(4) 私費留学

上記のいずれにも属さず、個人で手配をして参加するものです。

上記のいずれの場合においても、留学する場合には、留学前に必ず「留学願」を提出して研究科の承認を受ける必要があります。語学留学をされる方は、「休学願」をご提出ください。研究科での留学手続きを完了しない場合、留学に行くことは認められません。

2. 留学期間等

留学として認められる学籍上の期間は、実際に渡航する日からではなく次のようになります。

1 学年期間の留学： 4 月 1 日から翌年 3 月 31 日または 9 月 21 日から翌年 9 月 20 日

1 学期間の留学： 4 月 1 日から 9 月 20 日、または 9 月 21 日から翌年 3 月 31 日

プログラムごとに定められた留学期間終了後は、必ず早稲田大学に復学しなければなりません。ただし、特別の事情がある場合は、アジア太平洋研究科運営委員会等の判断により、留学期間の延長または再復学が許可される場合があります。

※留学を継続する場合は、事前に事務所に相談のうえ再度留学の申請を行ってください。

3. 学籍に関する取扱い

アジア太平洋研究科では以下のように定められています。

留学形態	学籍に関する取扱い
交換留学	在学扱いの留学(※1)
ダブルディグリープログラム	在学扱いの留学
私費で、大学またはそれに準ずる高等教育機関、研究機関にて科目履修または研究する場合	留学 (※2)
私費で、大学付属の語学研修機関にて語学研修を行う場合	休学 (※3)
私費で、大学付属でない機関にて語学研修を行う場合	休学

※1：留学期間も自動的に在学年数に加算されます。

※2：留学期間は在学年数に算入しません。(留学した分だけ卒業までの期間が延びます。)

※3：留学期間は在学年数に算入しません。(留学した分だけ卒業までの期間が延びます。)

なお、休学を行う場合については「アジア太平洋研究科 休学手続きについて」も併せてご確認ください。

4. 留学の申請期間と所定費について

留学は所定の期間に申請を行う必要があります。また、私費留学の場合、申請期間によって学費等が異なります。大学間協定留学・箇所間協定留学に参加する学生は、留学中も所定額の学費納入が必要です。私費留学の場合、在籍料として51,500円を納入する必要があります。ただし、帰国後に単位認定申請をする場合には、単位認定料が発生する場合があります。詳細は事務所までご相談ください。

(前期留学)

■ 交換留学、ダブルディグリープログラムの場合

留学願の提出期間	学費等
前年 10 月～1 月頃 (対象者には個別連絡)	アジア太平洋研究科の所定の学費額を早稲田大学に支払い (留学先大学の学費は相殺) ダブルディグリープログラムの場合、ダブルディグリープログラム登録料として別途 15 万円が必要となります。

■ 私費留学で学籍の取扱いが「留学」となる場合

留学願の提出期間	学費等
12 月中旬頃まで (対象者には個別連絡)	在籍料 5 万円 + 学生健康増進互助会費 1,500 円

■ 私費留学で学籍の取扱いが「休学」となる場合

「アジア太平洋研究科 休学手続きについて」をご確認ください。

(後期留学)

■ 交換留学、ダブルディグリープログラムの場合

留学願の提出期間	学費等
5 月～7 月頃 (対象者には個別連絡)	アジア太平洋研究科の所定の学費額を早稲田大学に支払い (留学先大学の学費は相殺) ダブルディグリープログラムの場合、ダブルディグリープログラム登録料として別途 15 万円が必要となります。

■ 私費留学で学籍の取扱いが「留学」となる場合

留学願の提出期間	学費等
6 月中旬頃まで (対象者には個別連絡)	在籍料 5 万円 + 学生健康増進互助会費 1,500 円 ※帰国後に単位認定申請をする場合には、単位認定料が発生する場合があります。詳細は事務所までご相談ください。

■ 私費留学で学籍の取扱いが「休学」となる場合

「アジア太平洋研究科 休学手続きについて」をご確認ください。

5. 留学中の注意事項について

- ・留学中も重要なお知らせが届くことがあります。MyWaseda や Waseda メールを定期的に確認してください。
- ・在留資格「留学」で在学している外国人留学生は、留学ならびに日本への帰国に際し在留資格の変更が必要となる場合があります。詳細については[留学センター-WEB サイト](#)をご確認ください。
- ・奨学金を受給している場合は、停止・返還等の手続きが必要な場合がありますため、必ず事前に奨学課にご相談ください。
- ・博士後期課程の学生は、留学中は中間評価会の開催と博士論文の提出はできませんので、ご注意ください。

6. 留学申請方法について

1. 留学について、指導教員に相談し、許可をもらってください。指導教員から申請学期の留学を許可する旨が記載されたメ

ールをもらうようにしてください。

2. 指定フォーマットをダウンロードし、ご自身と保護者等の直筆サインをそれぞれ記入してください。
保護者は大学に登録された者に限ります。
保護者等が海外に在住の場合サインはスキャンデータでも可としますが、必ず申請書にサインをもらってください。
3. アジア太平洋研究科事務所 (gsaps-ac@list.waseda.jp) 宛てにメールにて留学願を提出してください。留学を許可する旨が記載されている指導教員とご自身のメールのやりとりを PDF 化し、メールに添付してください。
(私費留学の方のみ)
私費留学の場合、証明書（受入先の機関名・受入期間が分かる合格／受入証明書のコピーも添付してください。
4. 留学の申請はアジア太平洋研究科運営委員会で承認される必要があります。承認後に事務所から、申請者本人の Waseda メールに申請許可通知が届きます。委員会は月に 1 回程度の開催頻度のため、承認までには時間がかかりますのでご了承ください。

7. 帰国後の対応について

帰国後は速やかに①「帰国届」②「復学願」③「帰国レポート」をアジア太平洋研究科事務所 (gsaps-ac@list.waseda.jp) 宛てにメールにて提出してください。大学間協定留学プログラム参加者と私費留学の方は、留学先の大学が発行する在学証明書または在籍証明書の添付が必要です。
「帰国レポート」については、今後留学を考える学生のために公開させていただく場合がございますので、予めご了承ください。
(詳細については改めてアジア太平洋研究科事務所よりご連絡いたします。)
また、留学センター主催のダブルディグリープログラム、EX プログラムに参加した場合は留学センターに対しても必要な帰国手続きを行う必要があります。詳しくは「留学の手引き」をご確認ください。
単位認定申請をする場合には、所定の手続きが必要となります。詳細については[アジア太平洋研究科 WEB サイト](#)をご確認ください。